

平成25年度 第8回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年2月13日（木）
午後1時30分～午後3時42分
- 2 場所 流山市役所 第2庁舎3階304会議室
- 3 出席委員
小島会長、石塚委員、鈴木（れ）委員、鎌田委員、鈴木（孝）委員、中委員、大野委員、大津委員、中村委員、鈴木（五）委員、上平委員、杉田委員、栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
寺田委員、櫻井委員、田村委員、米澤委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長、村越健康福祉部次長兼社会福祉課長、河原健康福祉部次長兼健康増進課長、今野高齢者生きがい推進課長、早川介護支援課長、増田障害者支援課長、古林障害者支援課課長補佐、小西障害者支援課課長補佐、根本障害者支援課係長、大谷健康増進課課長補佐、宮本社会福祉課課長補佐、豊島社会福祉課健康福祉政策室長、
- 6 傍聴者
1名
- 7 議題
 - (1) 答申の報告
(仮称) 流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について（諮問）
 - (2) 継続審議
流山市福祉手当の支給の見直し（案）について
 - (3) その他
- 8 配布資料
 - (1) 流山市福祉手当の支給の見直し（案）について
 - ① 資料1 福祉手当支給モデルケース

- ② 資料2 国手当の種類について
- ③ 資料3 障害者福祉手当の変遷
- ④ 資料4 障害者団体からの意見・要望

議事録（概要）

（小島議長）

会議に入る前にご報告いたします。本日の出席委員は14名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題（1）答申の報告、「(仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」お手元に配布しております答申案により2月10日井崎市長に答申しました。

先日、委員の皆様にご意見を聞くためお示ししました答申案に、皆様からいただきました意見を調整し、作成しておりますが、ちなみに、下段のなお書きの部分を追加しました。

次に委員の皆様から寄せられた意見については、事務局から報告願います。

（事務局：河原健康増進課長）

それでは、委員の皆様からいただいたご意見についてご報告いたします。会長と会長職務代理を除く16名の委員の皆様にご意見照会させていただいたところ、条例の制定に反対するご意見が1件寄せられています。その理由につきましてはお手元に配布いたしました答申書に付記させていただいておりますので、その通りでございます。その他には答申書に関する意見はございませんでしたが、1件前回の審議会の感想ということではいただいているのがございます。その内容につきましては、なぜこの段階で条例を制定するのか、背景・理由が理解できずもう少し説明が欲しかったとのご意見と、その他に条文骨子の中で使用しております語句について5名の委員から修正した方がよいのではないかというご意見をいただいております。特に前回会議でも触れられておりました、「発達段階」と「かかりつけ医」という語句について複数の委員からご意見をいただいております。この二つの言葉を含め皆様のご意見を参考にさせていただき、法規・文書担当課と十分協議し皆さんに分かりやすい適切な文書で条例を作成したいと考えております。

（小島議長）

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんから何かご意見・ご質問ございますか。

（鎌田委員）

こちらの答申書を見ると最初に別添の条例骨子案に賛成しますと冒頭書いてあり

ますが、少数意見といたしまして、条例制定に反対すると書いてありまして、やはり答申書としては、少しいやだなと思うところがありまして、これからも時間のない中議論をしつくすということもなく皆さんの意見をまとめていただいて方向性としては、賛成だとか反対だとかという形で答申を出していただきたいと思っております。

(小島議長)

他にご意見がないようですので、次の議題に移りたいと思います。次の議題の継続審議となっております、流山市福祉手当の支給の見直し(案)につきまして事務局の説明をお願いします。

(事務局：増田障害者支援課長)

流山市福祉手当の支給の見直し(案) 資料1・2について説明

(事務局：小西障害者支援課長補佐)

流山市福祉手当の支給の見直し(案) 資料3について説明

(事務局：増田障害者支援課長)

流山市福祉手当の支給の見直し(案) 資料4・当日配布資料について説明

(小島議長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんから何かご意見・ご質問ございますか。

(上平委員)

資料の1ですが、まずモデルは難しいのですが、583万円貰っているその収入の家計の収支がどうなっていて、その中でこの福祉手当がどのくらいの割合になっていてというモデルをイメージしていたのですが、それは無理ですよ、ここに書いてある子でも1人を障害者とする仮定ですが、障害者にはいろいろな等級があってそれによって貰う手当も変わってくるでしょう、そういうところが知りたかったのですがそれは無理でしょうから、これでもう結構です。ただ教えていただいたのは、全額支給の世帯、減額支給の世帯、全額支給停止の世帯の割合はどの流山市では、どの位ありますか。

(事務局：増田課長)

今は手元に資料がないので、もしお出しできれば次回お出しします。

(上平委員)

資料2の説明ですが、特別障害者手当の1, 2, 3支給制限①、②、③とあります

が、経過措置あるいは、障害児童福祉手当の中に障害を事由として公的年金を受けている方、との説明があるのですが、これを受ける、受けない、というのは、申請をしなければいけないのですか、それとも該当した人には、漏れなく支給されるのですか。

(事務局：増田課長)

公的年金は、申請して要件が該当すれば支給されるもので、ここで言っている公的年金とは障害基礎年金や、厚生年金が含まれます。

(上平委員)

受けている方と書いてありますが、受けていない人もいるのですか、受けていないというのは、どうしてですか。

(事務局：増田課長)

要件に該当していないからだと思います。

(上平委員)

特別障害者手当の②の3カ月入院していると資格喪失と書いてありますが、退院したら資格が復活するのですか、分かりました。

感想のところを読まさせていただきましたが、現場の声は厳しいところがあるなと感じているのですが、たとえば1ページのよつばの会では、全く福祉サービスを受けていない方がおられると書いてあります。こういう人について市は把握しているのですか。

(事務局：増田課長)

その方に福祉サービスが必要かどうかと言うことがありますが、必要としてサービスを利用していない人を把握するのは、非常に難しいのですが、ただ福祉サービスを受けずに家族で介護されているケースは幾つか把握しています。

(上平委員)

そういう場合は、家族に福祉サービスを利用したらいかがですか、というふうにはならないですか。

(事務局：増田課長)

私どもにもケースワーカーがおりまして、一人ひとりの人と相談させていただいて、サービスが必要なのか、どういったサービスが該当するのか、面接の際には相談させていただいておりますが、何らかの理由で福祉サービスを利用しなくても、家族で面倒を看るといふ方もいらっしゃいます。

(上平委員)

福祉サービスを使う必要のない人に無理やり使えとは言えないが、ここに福祉は届いていない状況と書いてあるのですが、届いていないということは、受けたいけれど受けられないと読めるのですが、そういうように考えてもらえないでしょうか。

(事務局：増田課長)

以前この場でもご説明させていただいたのですが、今後を考える市の施策として、相談事業所を毎年1か所ずつ増やさせていただきたいと、ご説明させていただきました、身近なところの相談事業所が出来ることで、今まで相談を躊躇していた方もお近くの相談事業所に相談に行き、福祉サービスを受けていただくということにつながって行くと思います。相談事業所の活用を進めてまいりたいと考えています。

(上平委員)

ある程度、アプローチしていただかなければ困ると言うことですね。サービスはあるから待っててくれと言うところまでは、なかなか手が回らないと言うことでいいでしょうか。

(鈴木(五)委員)

委員同士ですが、私から意見を言わせていただきます。福祉サービスは原則申請主義なのです。生活保護だって基準に該当している人は全国に大勢いて、申請していない人が、保護を受けている人と同数いるか、それ以上いるかも知れないと昔から言われていて、福祉サービスの情報が必要な人程新聞も読まないし、インターネットも見ないし情報が届いていないという現状があるので、それを市役所の方で全員埋めようということは到底できないので、民生児童委員が居たり、保健推進委員、サポートする市民のボランティアが活躍していたりするのが実態なので、情報をどのようにして届けるかが重要なわけです。

(上平委員)

そのようなことは、私も十分分かっております。このよつば会の代表の方が、福祉は届いていないとおっしゃっていることは、その辺の理解が今鈴木委員がおっしゃったようでは必ずしもなっていないと思うのですが、団体の方にも今おっしゃったことが理解されていないとなると常にこのような意見がでてきますよね。

(鈴木(五)委員)

母子会など離婚の母子家庭が増えていきますので、昔のように戦争未亡人だったら皆母子会に入っていたのですが、殆ど母子会に加入しない、障害者の方も障害者の団体に入らない方もいらっしゃる、団体自体も情報を届けにくいところがあって、それが大きい課題だと思います。

(鎌田委員)

今のご意見に関連してですが、情報不足だけではなくて、実際にサービスが足りていないということがあると思います。介護保険の方はかなりサービスが足りてきていますが、障害者の方のショートステイという制度はあるのですが、それを使って旅行に行こうとすると、1年前から申し込みをしないと使えないしそれでも使えるか使えないか分からない状況で明らかに足りていない。障害者の方にはサービス不足は現実にあると思います。

(杉田委員)

情報がうまく伝わっていないとの話の中で、鈴木委員から民生児童委員の方も情報を提供するとのお話でしたが、そのような情報は民生委員として貰っておりません。

特に身体障害者の方は我々の調査の中で情報は来ていません。それは民生委員はいいですよ、市がダイレクトにやりますよという形で特に障害者や精神障害者の情報は貰っていません。見守りとかやっていますが、あくまでも独居だったり高齢者だったり、障害者の情報はもらっていないことを付加しておきます。

(小島議長)

いまのことを、踏まえて手当の見直しについてご意見はございますか。

(大野委員)

私たち民生児童委員は、情報をいただいてなくても、地域の実情や情報を把握することに努めるということが、活動の一番にあるわけです。情報が提供されなくても自分のまわりではこう言う人がいると言うことは、お分かりだと思います。全部は把握できなくても把握していると思います。私たちは、そう言うことを知った時は、こう言うのがありますよと勧めたりしています。母子家庭や一人暮らしの人で、もらわなくては損という方と、遠慮される方もいますので一様にはいかないなと思っておりますが、情報はお伝えするよう努めております。

(鈴木(れ)委員)

情報を出しても、誤解されている方もいらっしゃると思いますよと、お伝えしても、噂で聞いたことをそのまま受け止めている人もいて、なかなか正しい情報が伝わっていかない。あと拒否する方がいらっしゃるの、会として努力が足りないと思うのですが、誤解されている部分もあると思います。

(小島議長)

地域の福祉の充実ということそういったことを踏まえて、今回いただいた資料もごございますが、手当について、今回国手当の資料もいただいておりますが、なにかご意見がございましたらまた、ご質問が何かありましたらお願いします。

(杉田委員)

12月12日にいただいた福祉手当支給状況表21年度から24年度の一覧表をいただいておりますが、年度別24年度の対象者の人数、知的障害者重度の413名と記載されていますが、後からいただいた資料と合わないのですが、どこからこの人数を出したのか知りたいのですが。

(事務局：増田障害者支援課長)

12月12日の資料3福祉手当支給状況表ですが、前回もお答えしておりますが、年3回支給しておりますが、実人数ではなくて、述べ人数を記載しております。

(上平委員)

資料の4についてですが、1ページの下の方身体障害者福祉会の意見ですが、福祉手当は生活費に組み込まれていると書いてあるのですが、これは問題があると思うのですが、福祉手当とは障害のために支給されているものが、生活費に組み込まれる実際そういうことがあるのかも知れませんが、もし生活費に組み込まなければならないのであれば、生活費は別なもので手当されなければならないもので、だから私はモデルの作成をお願いしたもので、実際こう言うことをモデルとして見たかったのです。生活費に組み込まれている家庭がどのようになっているか、手当は無くす方向で考えていますが、こう言う所が置き去りにしてしまうのは、理解がえられないのではないかとこのコメントを読んで。感じました。

(小島議長)

今説明がありましたが、先程皆さまからいただいたご意見を参考に答申案を作成したいと考えております。私会長に一任していただけますでしょうか。

それでは、(仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について本日皆さまからいただいたご意見を基に私会長と会長職務代理者で答申案を作成し皆さまにお送りいたしますので、ご意見等がございましたら期日を設定いたしますので、期日までに事務局宛にファックス等でお送りください。答申案と皆さまのご意見を合わせて答申を作り答申させていただきます。

次に、継続審議となっております、流山市福祉手当の支給の見直し(案)について事務局からご説明をお願いいたします。

(鈴木(れ)委員)

親も障害者も高齢になってまいりますと、年金暮らしになってまいりますと、親が年金に入っていないと、子供の障害者年金で生活して行く家庭もあると聞いていますが、その家庭が生活保護を受けているかどうかは分からないのですが、その家庭の事情もあるので、全廃は避けてもらいたいと言うことで書いてあるのですが、実際どうかと踏み込んで聞けないところもあるのですが。

(小島議長)

いまの点で何か御意見御質問はありますか。あと、手当関係で御提案がありましたらお願いします。

(中委員)

意見とか要望を見ますと、やはり親御さんがいなくなったときに、障害者がどんな生活支援をやってもらえるのだろうか、だと思っておりますがそれが一番大切で、今鈴木委員からお話のあった、親御さんの生活の収入がないから子供の障害年金をいただいて生活することが妥当なことなのか、非常に難しい点だと思っておりますが、行政ではどのような視点で見直しとなってきたのか、御意見を伺いたい。

(事務局：増田課長)

福祉手当が生活費に使われていることについて、市として現金給付ではなくサービスを充実させて行きたい。そしてそのサービスをより多くの障害を持った方に利用していただきたい、と言うことで見直しをお願いしております。したがって、世帯の生活に関しましては、行政の方では別に生活相談の窓口がありますのでそちらを有効に活用していただきたい。

(中委員)

そうしますと、よりサービスを利用して家族の負担を軽減しようとする目的があるように思えますが、高齢者で言うといろいろなサービスがありますが、それを利用せず、家族の方で支えて行きたいという人が非常に多いのですが、障害者の場合の場合もそのような気持が強いと思うのですが、よりよいサービスを提供しても、それを受けてくださいとしても、非常に難しいと思うのですが。

(鈴木(れ)委員)

そう言う細かい情報を調べている人と、全然分からない人といっているのですが、その分からない人がサービスを受けないで、苦しい思いをしていると思っているのですが、よりよいサービスと言っても施設とか足りないですね、今知的障害で言うと入所施設に入っていると、年金が月々2万7千円位残るように設定されているのですが、グループホーム・ケアハウスだと家賃とか掛って、年金だけでは足りない親としては、入所施設と同じ設定になっていけば、安心して旅立てるのですが、そうでなかったらどうしようと思っていることが多々ある訳ですが、サービスの充実と言うのならそこまで考えて欲しいと切に思います。

(鈴木(五)委員)

私1回目のときかなり強く言ったのですが、サービスの充実をして他市町村を見ながら対象を限定したりしてお金をカットして行こうと言うことは、ある程度やむを得ない

こととは思いますが、障害者にとって最大の心配事は、親が亡くなったあとの子供のことで、その子供のことを相談してきちっと受け止められるように、サービスをいろいろ整備する中で、成年後見人制度だけはいつぐらいにまでに、こう言う姿にしていけます流山市の計画を示して行くことが手当をカットして行く見返りとして一番重要だなと、私は思うのですが、成年後見については今後のプランが具体的でないとかはきりしていないようなので、私はその点について拘りますね。余談ですが、介護保険制度が平成12年から始まってお金が強制徴収されているけれども、私が介護認定を受けてどこかの特別養護老人ホームに入りたくても、待機者がたくさんいて入れないでしょ、これが車の事故だったら必ず給付されますが、介護保険は一種の詐欺だと思うのですが、松戸に弁護士の知合いがいるから、よく冗談で流山市に要介護認定を申請し、要介護5と言われたときに、俺が特別養護老人ホームに入れなかったら、訴訟を起こすから流山市長か、厚生労働大臣か分からないけれど、だって強制徴収で保険料は取るだけ取っておいて給付は、保障されていないでしょ、それは典型的例ですけどサービスを整備すると言われても正直言ってどこまで信用していいのか、分からないので、そう言うと言過ぎかも分からないですが、成年後見人についてはもう少ししっかりしたプランを示して欲しいなというのが、私の希望です。

(小島議長)

御提案をいただきましたが、そのほかに御提案がございますか。手当に変わる福祉サービスと言えばこういったものとか、福祉手当を見直すのであれば、どのところをどのように見直すとかそれにつきまして何か御意見はありますか。

(中村委員)

福祉手当の制度が出来たのが昭和53年ということで、まだ福祉サービスが充実していないころに出来た制度で、他の市の様子を見ると、前にいただいた資料で他の市でもこの制度の見直しがされたのではと想像しています。障害がある方が家の外に出る場所がなければ出ないと思いますし、親がまだ若いときは、家で看ていることもできるとは思います、家で看っていて自分たちが亡くなったときに、やはり外に出て行くことをしないといけないと思いますし、それを考えたときにやはり出かけて行く場所が必要だし、対象者を流山市は手厚くされていると思うのですが、その対象者の見直しとそれから、金額の見直しは、やむを得ないと思うのですが、生活費の一部とされている方やそれをあてにしている人も沢山いらっしゃるわけですからその辺の周知とか、後段階的に実施することが、大事ではないかと思います。等級を見直して今まで受けていた人が受けられなくなった方には、所得の制限を掛けて所得の低い方には今までどおり受けられたり、福祉は申請主義で受けられるのに知らなかったりして受けられないので、身近に相談できる人や場所があれば、良いなと思います。

(小島議長)

その他御意見がありましたらお願いします。

(鈴木(孝)委員)

手当については、他市と比べても手厚くしたという状況もあり、これだけ施設等の環境が整備されてくれば、見直しを図っていかなければならないかと思っていますが、ただそのサービスがその方々にピッタリ合うかどうかということが、大きな問題になってくると思います。我々そう言った相談を受ける事業所でもあるのですが、いろんな方々にサービスの情報を提供していかなければならないのですが、私も障害者施設をやっているのですが、いろいろなケースを見てくるとそれぞれの家族の状況がありますので、将来の状況を考えたときに、手当というものをいろいろな面から判断していく必要があるのかなと思います。全体的な流れとしては手当の見直しをしておく必要があるのかなと思います。それに代わるサービスの提供という方向に変わって行くというのは、今の流れから仕方がないのかなと思いますが、我々としては、そういう情報を多くの方に知っていただくよう努力をしていかなければならないのかと思います。

(上平委員)

私はこの見直しは、やむを得ないと思うのですが、皆さんのお話を伺っていて思うのは、こう言う細かいことをどうやって伝えていくか、民生委員さんとかのルートはあるのですが、行政に全てをお願いするのは無理だと思うんです。その場合行政と一緒にやるといって行くというのが、どのようなものがあってそれを活用して本当に情報が届かなければならないところに届くようある程度考えておかないと、そういう人は取り残されてしまうとか誤解してしまうとか、そういう状況は避けられないと思うので、そこのところ是非きちんとやっていただきたいし、我々市民がそれを受け止めていかないとうまくいかないと思います。

(小島議長)

福祉サービスの周知と情報提供の話が出ていますが、それをどうしていくかと言う方面からの御意見がありましたら。

(小泉委員)

見直しと言うのは53年からやっていて、流山市福祉手当条例の改正のとき介護サービス支給対象者は、対象外とせずに利用者に対して2分の1の減額を実施したということで、他の市と比べても流山市はいいと思うのですが、資料3の近隣市比較で対象者のなかでも流山市は障害者の方の対象者の割合が高いと思うのですが、見直しは必要と思います。その見直しをして行くときに相談するところが、包括センターとか市とかに来るのではなくて、各地域の中で相談室を常時でなくても不定期でも良いのですが、開設することが、必要ではないのでしょうか。流山市では、ふれあいの家と

いうのを高齢者のために力を入れている高齢者いきがい推進課を中心にやっていると思うのですが、そういうふれあいの家を活用して、地域の相談会をしますとか、そういう呼びかけがあってもいいと思うのですが、そういうきめ細やかに相談できる場所というものを市の中でいろいろの所に作っていただきたいなと思っています。

(鈴木(れ)委員)

障害者自立支援法が施行される前は、障害者は殆ど経費がかからなかったですが、障害者自立支援法が施行され何割負担と言うのが始まって、今まで無料だったのにお金がかかることになって、反発を感じる人があったのですが、もう今は食事代は自分で払うと言うのが常識となっています、そういった意味での反感は多少あると思うのですが、どこかに通所している場合は、1割負担で9割は市で負担しているのですが、そういう目に見えない負担を分かってもらえていると思います。市の財政が厳しいと言っているのは、その負担が増えているからだと思っています。

ただ、そのことは保護者には理解されていない。高齢になると収入が少なくなって年金では生活が苦しくなるということがあると思うので、手当を減らされたら困るとかの意見が出てくると思います。普通のサラリーマンですと退職金とか年金とか貰えるけれど、そうでない人もいらっしゃいますので、今回の改正の真の意味をまだ理解されていないと思います。

(杉田委員)

情報の伝達ですが、市には広報と言うのがありますよね、広報は新聞に入ってくるのですが、必ずしも広報をもって市民に全てを伝えられるかというところがあると思います。新聞取っていない人もいらっしゃいますし、広報の他に複数の伝え方が必要だと思います。たとえば、自治会も全ての人が加入している訳でもないのですが、広報を読まない人も自治会の回覧板であれば、必ず印鑑押して回していますので、読んでいると思うので、情報の伝達はきめ細やかにやらないとアプローチできないところには行かないと思いますので、実際に決まってこうなりましたということを知ってもらうことについて行政ではどんなお考えをお持ちなのか知りたいのですが。

(小島議長)

事務局の方で今の内容について何かございますか。

(事務局：増田課長)

おっしゃられたとおり、広報して行くということは、毎月3回発行しております広報誌あるいはホームページを使ってお知らせしていくことが一般的ですが、それ以外に講演会の開催やいろいろな団体からのお知らせ等もありますし、やはり広報活動で全員に広報することには、苦慮しているところもあります。いろいろな手段を用いて

広報してまいります。

(鈴木(れ)委員)

資料では右肩あがり、こんなに増えていますと書かれても何億円とか何千万円と書かれても数値になると理解できない。もう少し分かりやすい方法はないのかと思います。

(鎌田委員)

答申の方向性ですが、当事者の方のご意見が重要と思います。障害者団体から御意見も見直しはやむを得ないのご意見もありますし、見直しで答申の方向は良いと思います。その内容について議論を進めて行けばよいのではないのでしょうか。

先程上平委員がおっしゃっていた情報の提供の方法ですが、これは難しい問題があって、私は介護保険制度が開始してからケアマネージャという仕事をしておりますが、介護保険が始まる時大変なPRがあったと認識していましたが、始めて13年位たっているのですが、始めての家に伺うとこんな制度があったのですか、自分には全く関係ないと思っていましたとか、皆さん全然知らないとの印象です。情報出す方が一生懸命情報を出しても、自分が求めている情報は入らないのですよね、自分が欲しいと思っていないと入らないし、新聞も読みませんし、行政なんて全く関係ないと思っている人もいますし、そう人に情報を届けたいと思ったらそういう障害者の方たちが集まる場所にタイムリーな情報を届けないと、今困っているよと言うときに情報を持って行ってあげないと届かないと思います。

(小島議長)

今の鎌田委員の御意見にありました情報のこともありますし、答申の方向については、見直しの方向でよいのでしょうか、引き続き皆様からの御意見をちょうだいしたいと思います。

(上平委員)

先程鈴木委員から成年後見のお話ございまして、この制度につきまして、私も関心をもっておりまして、特に市民後見人制度について興味がありまして、国の方から市民後見人について充実しないと、専門職だけではやっていけないということで、話があって、流山市でも講演会をやったりしていますけれど、やる主体をどこでやるか社会福祉協議会だったり市の中に組織を作ってやるのか、その辺の取組はどのようなになっているのか、もし分かっていたら教えてもらいたいのですが。

(事務局：染谷健康福祉部長)

後見人センターについては、議会から一般質問を受けております。その時お答えしたのが、後見人センターとか施設をつくるのではなくて、新後見人の育成を含めた組

織で建物や施設ではなく、機能として独立したもので、NPO 法人や社会福祉法人に委託してそちらに機能を果たしていただくと言うことを考えていますと、議会の一般質問でお答えしております。考え方としてそのような方向で考えております。

(上平委員)

市でセミナーをやっていますよね。NPO の東葛なんとかと聞いたのですが、あれは我孫子の人がやっていると思うので流山市ですから、実績があるからだと思いますが、流山である以上は流山でやるべきでそれがないのであれば、それを育てなければならぬのではないと思うのですが、我々の市の問題ですから、我々のところで、中心となって育成していかなければいけないのではないかと思います。

(事務局：染谷健康福祉部長)

この議論をして行くと思うところに行ってしまうので、ここで議論を止めますが、流山市として成年後見人についての組織で機能を持って運営を司っていただくための社会福祉法人やNPO をお願いしていきますが、できれば、流山市民や流山の社会福祉法人やNPO をお願いできればと考えています。

(栗飯原委員)

成年後見人を私やっております、東葛後見というのは東葛地区をやっております、流山支部として流山市から補助金をいただいてやっております。松戸には松戸支部がございますが、私は所属していませんが、連携しております。他に20名くらいは活動しております、基となっているのが東大ビジョンセンターになっております。今度東大そのものがサポート機構というものをつくりまして、皆さんとネットワーク作りとかを手伝いしてまして、サポートには認定制度がありましてまだ認定されていない後見人も沢山います。ただ少しずつ動いてつくってきているのはたしかで、でもNPO 法人は流山市内にはないのではないかと私のように活動している者は、他の団体に入っております。これからも活動頑張りたいと考えております。

(鈴木(れ)委員)

新しい施設に入る場合後見人を付けなければならないので、親が後見人となっている形が今多いし、あるいわ兄弟がなるとかで、後見人制度が確立していないので、どこをお願いしたらいいかわからないので、親がなるという感じです。

(小島議長)

引続き御意見をいただきたいと思いますが、今日いただいた資料で手当の見直しに伴うサービスの充実をどのようにするかとか、他に各障害者関の公平化に配慮していただきたいとの意見がありました。こう言った点で御意見や、市の方針を伺いたいとかございましたら引続きお願いします。

(小泉委員)

流山市手をつなぐ親の会の意見・要望で知的障害者が受けている年間福祉手当を全て施設整備のための補助金にまわしても、それですべて賄えるわけではありませんと書いてありますが、知的障害者も等級とかあって、入居するための施設ですよ、軽度の障害者が働いている施設は足りているのでしょうか。

(事務局：増田課長)

就労施設に関しまして、いろいろな形の施設はありますが、市内でも徐々に増えておりますし、市内に限らず市外の就労施設に通う方もいらっしゃいます。

(粟飯原委員)

今後見人がついて就労支援で、個々に相談を受けた方で、なんとかサポートして上げようと応援はしています。後、自立支援ですと三郷に大きいところがあるのですが、そこでしたらパンを作ることを習わしたりして、収入を得られるとうれしいみたいです。風の会と言ったと思いますが、他にもいくつかあります。

(鈴木(孝)委員)

社会福祉協議会でも就労支援施設「こまぎ園」がございまして、そこでショッピングセンターの籠の洗浄をしております、一生懸命働いている方々に賃金としてお渡ししており、社会福祉協議会としても支援活動をしております。

(小泉委員)

以前さつき園を見学に行ったことがあります、さつき園ではお菓子を入れる段ボールを作ったり、クッキーを作ったりしてございまして、賃金が月7千円から1万5千円位と聞きびっくりしたのですが、内職しているより少ない金額だったので、生活して行くには大変だと思ったのですが、松戸でお豆腐を作っているところでは、月5万円位とおっしゃっていたので、その位市として負担できないかと思ったのですが。

(鈴木(れ)委員)

障害者の方には、いろいろな方がいらっしゃいまして、お金を得て嬉しいと思う方もいらっしゃれば、そこで過ごして良いと思う方もいらっしゃって、私も顔を出して見ているのですが、一生懸命やる方もいれば、やりなさいと言われてやる方もいて、最低3千円と決まっています、お金をもらって来てもその使い方も分からない方もいらっしゃいますので、その方の意識レベルを上げていかないと就労意欲もないと思いますので、それはそれなりの施設で平均1万円ちょっとで、もっと貰っている施設もありますが、先日テレビで見た酒粕を使った商品で収入を上げているところは地域と密着してできれば、工賃も上がるけれど、そうじゃなくて、今内職の仕事を探すのも大変なとき、職員の皆さんが探してきていただいているのです。工賃を上げてあげたい

と働きかけしているのですが、知的障害者の方にはは難しいことだと思います。

(小泉委員)

それ以上の支援があれば、お豆腐作るのも、お土産作るのも出来るのですよね。

(鈴木(れ)委員)

それについてこれればいいのですが、ついてこれられない方もいますから一概には言えないと思います。

(鈴木(孝)委員)

市では、つつじ園やさつき園等いろいろやっているのので、その実態を教えていただければと思いますが。

(染谷健康福祉部長)

調べています。

(鈴木(孝)委員)

今のお話の延長上ですが、少しでも工賃が上がればと考えながら、皆さんにやっていただいているところです。

(中委員)

先程鎌田委員からご意見がありましたように、見直しの方向については賛成ということで、市の諮問に対する意見として、1番目は、現物給付からサービス給付への転換ということで、2番目は、支給対象の範囲について、3番目として介護サービスや障害者サービスを利用したときの福祉手当の半減の減額について、意見を出してくださいと言う、諮問がありまして、いろいろな意見が出したが、1番目の転換については、後見人制度の充実を明確に出していただきたいとか、障害者サービスの情報提供をもう少しきちっと伝えていただきたいとか、その辺はわかるのですが、3番目の介護サービスや障害サービスを受けた時の半額減額ですが、サービスを受けた時手当を半額に減額しますよ、そのサービスの提供を終了した後も手当を半額減額しますと書いてあるのですが、実際に半額減額になったとき何か支障が出てくるのか、お尋ねしたい。

(事務局：増田課長)

2分の1の減額措置ですが、サービスを利用した場合は現金の支給を半額支給させていただいております、使わなければ全額支給と考えていますが、それが今後のサービスを利用したら手当の全廃あるいは、定額支給を考えています。

(中委員)

1度でも利用したら、と書いてありますが、ちょっと使ってもいっぱい使っても半額減額されてしまうと、1つのサービスを利用する人と10のサービスを利用する人も統一同半減されてしまうと大変なことになるのではと思いますが。

(事務局：増田課長)

ここには、2つありまして、今言ったのが1点目で、1度でも使ったらという部分ですが、今は半額になります。中には、1度使っただけでその後1度も使っていない人もいます。そう言う方も今の制度上今はサービスを使ってなくても、半額減額になっています。そこを見直して行くか御意見をいただきたい。

(小島議長)

ただ今の半額の件や他に御意見ございましたらお願いします。

(鈴木(れ)委員)

通所とかそういう所に通っていればサービスを受けているのですが、ちょっとだけ通って行かなくなった場合も半額というのは不公平だと思いますので、少し文言を変えていただいて見直していただきたい。そうするとサービスを使いたいけど使えない人が出てきますから見直してもらいたい。

(鈴木(孝)委員)

それをどうチェックするかですが、少し使ってやめたとか言う人を戻すとかをそれを毎年チェックして行くのか、という手法をどうするかという問題があると思います。

(小島議長)

サービスを使ったとか、やめたとか市で把握できますか。

(事務局：増田課長)

市で把握できます。但し、介護サービスですと止めたという情報はなかなか入ってこないなので、それで1度でも使ったらということになっています。

(鈴木(五)委員)

サービス利用を促進しようとしているのだから、サービスを利用したら、金銭支給しないと、利用のブレーキになるので、そのような制度は残しておくべきではないと思います。

(上平委員)

3番のサービスと手当の支給を同じレベルで考えていいものか、必要だからサービス

を受けるのだから、サービスがあるのだからサービスを受けてくださいで良いのではないのでしょうか、それにサービスが絡んでくるのでおかしくなると思うのです。

(鈴木 (五) 委員)

手当支給そのものが、所得制限があって手当支給しているのでしょうか、身体障害者や知的障害者や精神障害者の方々がそんなに資産形成できる所得を上げられることがないのだから、手当は手当で出しておいていいのではないですか。他市と比較して対象者は、流山は緩和されていると思いますが、所得制限して絞ればそれでいいではないでしょうか。

(上平委員)

手当と言うのは、それを貰ったら介護サービスに使うかどうか分からないのです。そこが、問題だと思います。お金を貰うのであったら、サービスの代替となるものとしてお金をもらうのだから、お金は何に使うか分からないものですが、サービスは現物支給ですから、それと対比してしまうから分からなくなってしまっているのではないのでしょうか。

(杉田委員)

もらったお金は、サービスに使おうが、生活費に使おうか良いのではないのでしょうか。

(上平委員)

ほんとに介護が必要な方はお金に関係なく受けなければいけないのではないのでしょうか。それを受けたり受けなかったりするの、どうしてかという疑問があるのです。

(鈴木 (れ) 委員)

本人の所得と言ったら非課税ですよ、今までいただいていたものが、無くなるということは、対比ではなく今までいただいていたものが、なぜ無くなっちゃうのとなりますが、今までが優遇されてきていて自立支援法ができて1割負担になったときにすごく反感をもったのですが、それに慣れてしまいましたが、今度はほかの貰っていたものが、無くなるとまた反感を持つこととなりますが、その下にあるサービスに気付かないのでいるので、今までが手厚く受けていたサービスが、受けられなくなったという話であって、サービスを受けてない人には厳しい話ですけれど、殆どの方が通所していたりどこかで働いていたりしているので、恩恵は受けていると思います。それが分からないで、今までこれだけ貰っていたのに何で無くなるのと大変なことだと思うのであって、その裏で受けている恩恵が分からないから貰えなくなると何で貰えないだということになると思います。

(上平委員)

それは、リンクしていないからです。お金はお金で貰っていて、サービスはサービスで受けているから、どうしてと思うのでそのところを説明しないからです。

(鈴木(れ)委員)

だから、数値だけで示されても、これが全てのサービスの量ですよと言われてもピンとこないと思います。うちは子供がいますから子供に対しての市からの支給は、示されてきますので、月これだけ支給されているのが分かるのです。親の手元に入ってくるお金ではないのですが、親としては就労Bへ行っていますので施設費かかりませんが、他の所に行っている人は、1割負担でお金払っているので、なぜこのサービスが無くなるのだと受け止めるしかないのですが、それでもそこに通っていれば市からの支給がきているのですが、そのバランスが分からないで市から貰えていないとしか思わないのでその辺の理解してもらおう部分が出るのかなと思います。

(杉田委員)

今の3番で頭を抱えてしまいましたが、2番の支給対象範囲は数字がきちんとしていますね。これだけは、他市と比較ができますね。所得制限800万だと相当な年収ですよね。本日の資料1で課税標準が420万円は一般サラリーマンと比較して多いと思うのですが。

(障害者支援課)

ケース2の場合は厳しい生計ではないと思いますがただ、減額支給の対象となっております。

(上平委員)

2番に入りますが、障害の種別で支給額が違いがあると書いてありますが、障害によっていくらの支給額が妥当か分からないのです。これたぶん厚労省がある基準を計算して、このくらいの障害者の方にはこのくらいが妥当であるというのがあって、それをベースに市の方でも手当の基準となっているのではと想像しているのですがこの辺はどうやって決まっているのですか。

(小島議長)

支給額について、どのような根拠にもとづいて算出しているものですか。

(事務局：増田課長)

前回配りました資料3をご覧いただければお分かりいただけますように、特に国で定めた基準ありません。そこで市はどのように決めているか、と言うと精神障害者は若干低めになっております。これは、精神障害者は後から入ってきたため当初から

手当の支給ではなかったもので、精神障害者が手当の対象となったときの市財政の状況等もあったと思いますが精神障害者は若干低くなっていますので、精神障害者団体から不公平だとの御意見をいただいておりますが、だからと言って上に合わせろとの御意見ではなく、たとえば身体障害者1級・知的障害者中度に比べて精神障害者の1級は低いのではないかと御意見をいただいております。

(上平委員)

指摘されていると言われて、我々の方でそうですねと言うのも何でそうなのかというものがなければ、言えないではないですか。手当について国の方で基準というのは、全くないのですか。各自治体で決めて良いということですか。

(事務局：増田課長)

あくまでも、市の単独事業ですから、国の補助事業とかであれば、国の方で基準を示せますが、市が独自で決めています。一つ言えることは、この中で、身体の寝たきり障害と知的の重度これが一番高いのですが、これについては、県の補助がありますので、県の要綱に合わせて8,650円と定めておりますが、それ以外の金額については、あくまでも市の金額設定です。

(鎌田委員)

一つ聞きたいのですが、流山市の福祉手当ですが、これは入院している方にも入所している方にも支給があるのでしょうか。今日いただいた資料で特別障害者手当とか、入院・入所している方には支給されないのですが、市の福祉手当は出ているのでしょうか。

(事務局：増田課長)

手当につきましては、福祉施設に入所している場合は3カ月以上入所している場合は支給停止します。

(小泉委員)

福祉手当の申請をした場合に見直しを適宜やってらっしゃるのでしょうか。もしくは定期的にやってらっしゃるのでしょうか。

(小島議長)

年金のような現況届のようなものは、やっていますか。

(事務局：増田課長)

死亡等の確認は毎年行っております。福祉手当の現況届はやっていません。こちらの職権で調べております。

(小島議長)

障害の程度についても、同じですか。

(事務局：増田課長)

診断書等の提出は求めています。

(事務局：古林課長補佐)

障害程度の見直しですが、身体障害者手帳の程度変更があれば、その都度チェックして手当の変更をしております。

(小泉委員)

その程度ですが、軽度から中度と悪くなった場合ですか、その逆のケースはないと言うことですか。

(事務局：古林課長補佐)

重くなることはよくありますが、軽くなることも稀にあります。

(小泉委員)

一時的に出す障害者手当というのは無いのですか。前アメリカで股関節とか手術したときに、手術して何ヶ月間はそういう手当がありますが、何か月間か過ぎると無くなってしまっているのですが、そういうのは無いのですか。

(事務局：古林課長補佐)

そのような場合は、有期認定という手帳があり、認定期間は手当が出ます。

(小泉委員)

個人で有期認定を受ける場合個人で申請するのですか。

(事務局：古林課長補佐)

有期認定のときは、手帳の担当者がきちんと個人にお知らせして、診断書を取るなりします。それが該当すれば手当についてお知らせします。

(上平委員)

確認で申し訳ございませんが、福祉手当は全く市独自の裁量で決められるもので、それがゼロでもかまわないというのですか。

(事務局：増田課長)

これは、市の手当ですのでゼロでも問題はありません。

(上平委員)

日本国民である以上保障されているのですが、それは国の手当はあるのですよね、だから市の手当がゼロでも国の手当がベースにあるという了解でいいですか。仮定として流山市が全てゼロとしたということになったら、障害者の方が貰えるものというのは国で定めたものだけになるのですか。

(事務局：増田課長)

国の手当は、市の手当とは全く異なったものですから、国の手当は支給されます。

(上平委員)

市の手当は国の手当のプラスアルファで出しているんだという了解でいいですか。

(小泉委員)

両方は貰えないではないでしょうか。

(上平委員)

今日いただいた資料2で、国の手当の種類については、国が4分の3で市が4分の1と書いてあるので市がゼロになっても国の手当があるので市のものは、国の手当のプラスアルファですね。

(小島議長)

よろしいですか、これで今回の審議は一旦終了させていただきます。

(事務局：染谷健康福祉部長)

今回の障害者団体の意見要望の中で、これらの改制で軽減されることとなる費用は当然障害者のサービスに注いでくださいとの御意見をいただいております。これについても次回御審議いただければと思います。

(小島委員)

次回話合うということで、今のうち確認したいことがありましたらお願いします。

(鈴木(五)委員)

諮問書の3項ある中の1番ですが、現金給付からサービス給付への転換についてですが、カッコいいタイトルですけれどもこれだけ見ると現金給付を段階的に廃止してサービス給付を充実しますと私には、受け止められるのですが、実態は市単独の現金給付を抑制しようということですよ。私が思うに諮問の1番は、障害者のサービス給付の拡充と市単独福祉手当の抑制についてのイメージの議論ではないでしょうか。この諮問はおおげさ過ぎるように思えます。現金給付を止めてサービス給付にして行くのだ、その割

サービス給付の方の成年後見人を何年までにどうするか、具体的な体制が示されていないのだから諮問のタイトルを柔らかめにしてもらいたい。

(小島議長)

その御意見も含めまして次回以降の審議とさせていただきたいと思います。次回の継続審議というにさせていただきます。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局：豊島福祉政策室長)

次回の福祉施策審議会の開催時期は、3月6日木曜日に開催する予定ですので宜しくお願いいたします。

(小島議長)

その他事務局からありますか。

(事務局：古林障害者支援課課長補佐)

先程お話ができました就労施設さつき園で作りましたクッキーやパンをいろいろな施設で販売しているところを皆様に紹介させていただきますので、是非ご利用ください。

(事務局：染谷健康福祉部長)

今、小林から紹介しました、さつき園のクッキーやパンを販売している場所を皆さんに配布しますので、よろしくお願ひします。

(小島議長)

本日の議事は、以上を持ちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。